

四日市市告示第 430 号

四日市市自転車等放置防止条例（昭和61年四日市市条例第33号）第14条第3項の規定により放置自転車等の保管状況を次のように告示する。

平成27年 10月 27 日

四日市市長 田 中 俊 行

- 1 移動した自転車等の台数
別表のとおり
- 2 移動した年月日
別表のとおり
- 3 放置されていた区域
別表のとおり
- 4 保管場所
第2保管場所 四日市市小生町地内
- 5 保管期間
移動日から起算して90日
- 6 連絡先
四日市市諏訪町1番5号
四日市市役所 都市整備部 道路管理課 交通安全係
電話 354-8154

(都市整備部道路管理課)

別 表（保管の告示）

移動した年月日	放置されていた区域	移動した自転車等の台数
平成27年9月18日	近鉄富田駅東 自転車置場	5 台
平成27年9月18日	近鉄富田駅西 自転車置場	3 台
平成27年9月16日	近鉄霞ヶ浦駅 自転車置場	5 台
平成27年9月14日	近鉄阿倉川駅 自転車置場	9 台
平成27年9月9日	近鉄塩浜駅東 自転車置場	4 台
平成27年9月9日	近鉄塩浜駅西 自転車置場	6 台
平成27年9月18日	近鉄楠駅 自転車置場	2 台
平成27年9月9日	近鉄中川原駅 自転車置場	2 台
平成27年9月16日	近鉄伊勢松本駅 自転車置場	4 台
平成27年9月10日	あすなろう鉄道内部駅 自転車置場	3 台
平成27年9月4日	あすなろう鉄道西日野駅 自転車置場	3 台
平成27年9月18日	JR富田駅東 自転車置場	1 台
平成27年9月18日	JR富田駅西 自転車置場	1 台
合 計		48 台